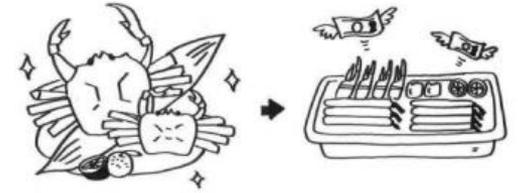




令和7年2月
広報萩掲載

海産物の 電話勧誘トラブルに注意！



【相談事例】

- ◇以前利用したことがあるという海産物事業者から電話があった。要らないと断ったが、来月に届けると言われ一方的に電話を切られた。業者名も連絡先もわからない。もし届いたらどうすればよいか？
- ◇北海道の水産業者を名乗って電話がかかってきた。「経営が苦しい。助けてほしい。」と言われ、支援目的で注文したら、値段に見合わない粗末な商品が届いた。クーリング・オフしたいが、業者が電話にでない。

【注意事項】

- ◇断ったにもかかわらず、一方的に商品が届いた商品については、代金は支払わず、送り主の名称や連絡先をメモしてから受取拒否をしましょう。
- ◇事業者からの電話勧誘で契約した場合は、海産物等の生鮮食品もクーリング・オフができます。返品の際は、冷凍で届いた商品は冷凍で返品しましょう。
- ◇必要以上に情に訴える、話の内容におかしな点がある、連絡先を教えてくれない、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合は、きっぱりと断りましょう。